2025年10月25日

令和７－２４

ＡがＡ所有の甲建物をＢに売る契約の解除に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.24］）

ア．Ａが本件契約をＢの債務不履行により解除した場合におけるＡのＢに対する原状回復請求権は，Ａが解除権の発生を知った時から５年間行使しないときは，時効によって消滅する。

イ．Ｂが本件契約をＡの債務不履行により解除した場合において，ＡがＢに対し代金の返還義務を負うときは，Ａは，代金の受領の時から利息を付さなければならない。

ウ．Ａが本件契約をＢの債務不履行により解除したときは，甲建物の所有権は，遡及的にＡに復帰する。

エ．Ａが本件契約をＢの債務不履行により解除したときは，Ａは，Ｂに対し，代金債務の履行に代わる損害賠償を請求することができる。

オ．Ａが本件契約に基づく代金債権をＣに譲渡し，その譲渡について第三者対抗要件が備えられたときは，Ｃは，その後にＢが本件契約をＡの債務不履行により解除したとしても，代金債権を失わない。

１．ア　エ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．イ　エ　５．ウ　オ

正解　２

肢ア

債権の消滅時効は，原則として「権利を行使することができることを知ったとき」から進行する（１６６条１項１号)。解除に基づく原状回復請求権も，解除権の発生を知ったときから，起算されないか。しかし，「知ったとき」とすると，起算点が遅れ，原状回復が難しくなるおそれがある。したがって，解除時から起算する（同項２号)。

大判大７．４．１３

肢イ

売買契約の売主は，契約解除後の原状回復義務として，受領した代金を返還すれば足りないか。しかし，売主は，契約が解除されるまでの間，受領した金銭について，運用利益も得る。契約解除により，この運用利益も法律上の原因がなくなる。したがって，売主は，返還する代金に，運用利益としての利息も付すべきである。

５４５条２項

肢ウ

直接効果説の理解，契約を遡及的に消滅させる。

肢エ

５４５条４項，代金履行に代わる賠償請求も認められる。

損害が発生すれば，公平の分担からできるとするべき。
金銭債務なので４１９条

肢オ
失う。
契約に伴う債権が消滅するので，遡及的に消滅する。
解除を対抗できる。失うと理解する。

最判昭４２．１０．２７

令和７－２５

定型約款に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.25］）

ア．定型取引とは，ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって，その内容の全部又は一部が画一的であることがその一方にとって合理的なものをいう。

イ．定型約款準備者と相手方が定型取引を行うことの合意をした場合において，定型約款準備者があらかじめ定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたときは，定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなされる。

ウ．定型約款準備者は，相手方との間で定型取引を行うことの合意をした後相当の期間内に相手方から請求があった場合には，既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し，又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときを除き，遅滞なく，相当な方法で定型約款の内容を示さなければならない。

エ．定型約款準備者は，定型約款の変更が相手方の一般の利益に適合するときは，定型約款の変更をすることにより，変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし，個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

オ．定型約款準備者は，定型約款にその変更をすることがある旨を定めていたときは，定型約款の変更をすることにより，変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし，個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

１．ア　ウ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．イ　エ　５．エ　オ

正解　２

肢ア

定型取引とは，ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって，その内容の全部又は一部が画一的であることがその一方にとって合理的なものをいう。

一方ではなく，双方にとって合理的であることが必要である。かりに，一方のみだと，業者側に有利・顧客に不利となるおそれがある。

５４８条の２・１項

肢イ

定型約款準備者と相手方が定型取引を行うことの合意をした場合において，定型約款準備者があらかじめ定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたときは，定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなされる。

包括的に合意があれば，業者側が個別の内容について，顧客に手続保障を求める必要がない。迅速・大量の取引を想定する。

５４８条の２・２項

肢ウ
　定型約款準備者は，相手方との間で定型取引を行うことの合意をした後相当の期間内に相手方から請求があった場合には，既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し，またはこれを記録した電磁的記録を提供していたときを除き，遅滞なく，相当な方法で定型約款の内容を示さなければならない。
　顧客は，定型約款の個別条項に対して承諾しているわけではないので，速やかに手続保障を与える必要がある。

５４８条の３・１項

肢エ
　定型約款準備者は，定型約款の変更が相手方の一般の利益に適合するときは，定型約款の変更をすることにより，変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし，個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。
顧客に不利益でなければ，手続保障を取る必要がなく，一方的に定款内容を変更できる。
迅速性のため。
５４８条の４・１項１号

肢オ
　定型約款準備者は，定型約款にその変更をすることがある旨を定めていたときは，定型約款の変更をすることにより，変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし，個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。
顧客の不利益となるおそれがあるので，変更することを定めても，合意なくして事後の変更はできない。

５４８条の４・１項

令和７－２６

利息及び遅延損害金に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.26］）

ア．金銭消費貸借契約に利息の特約があるときは，借主は，貸主に対し，金銭を受け取った日の当日からの利息の支払義務を負う。

イ．金銭消費貸借契約において貸金の返還期日を定めた場合において，返還期日までに借主が貸主に貸金を返還しないときは，借主は，貸主に対し，返還期日当日からの遅延損害金の支払義務を負う。

ウ．交通事故の加害者が被害者に対し不法行為による損害賠償の責任を負うときは，加害者は，被害者に対し，事故発生日当日からの遅延損害金の支払義務を負う。

エ．売買契約において代金の支払期日より前の日を目的物の引渡期日と定めた場合において，売主が引渡期日に買主に目的物を引き渡したときは，買主は，売主に対し，その当日からの利息の支払義務を負う。

オ．預金契約に利息の特約がないときは，金融機関は，預金者に対し，利息の支払義務を負わない。

１．ア　イ　２．ア　ウ　３．イ　エ　４．ウ　オ　５．エ　オ

正解　３

肢ア

金銭消費貸借契約に利息の特約があるときは，借主は，貸主に対し，金銭を受け取った日の当日からの利息の支払義務を負う。

無利息が原則，利息の特約があれば請求できる。

５８９条１項・２項

肢イ

返還日当日の翌日から，遅延損害金が発生する。返還日当日中は，債務者に期限の利益がある。

１４０条本文，４１５条１項

肢ウ

不法行為発生時から，債務者（加害者）は，損害賠償債務について遅滞となる。被害者保護の観点，さらに債務者は，事故発生時に債務が生じると気付ける。なお，４１２条３項参照。

肢エ

売買契約上，目的物の引渡しも代金の支払いもない間，売主は目的物の保管費用等を負担するが，果実も取得する（１８９条１項，１９０条）。買主は代金の運用利益（４０４条）を得る（同時履行の抗弁権があるため，遅延損害金は発生しない）。売主の費用償還請求権・利息請求権と買主の果実返還請求権は，簡易な決済の点から，生じない（５７５条１項）。

しかし，目的物が引渡されたら，売主は果実を得られないので，買主に代金の利息を請求できる（同２項本文）のが公平である。したがって，売主は引渡し日である４月２５日から利息を請求できる。
５７５条２項本文

肢オ
預金契約に利息の特約がないときは，金融機関は，預金者に対し，利息の支払義務を負わない。
預金契約は，消費寄託契約。消費貸借契約と同様に考える。

６６６条，５８９条参照